

【参考】
東京都建築基準法施行細則第13条第9項
第七項の規定による休止の届出をした特定建築設備等を再
使用しようとするときは、使用する日の三日前までに、別
記第二十一号様式の二の二による特定建築設備等再使用届
に規則第六条第三項及び第四項に定めるそれぞれ該当する
書類を添えて知事に届け出なければならない。

特定建築設備等再使用届

下記の特典建築設備等を再使用したいので、東京都建築基準法施行細則第13条第9項の規定により届
け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

原則、所有者と管理者が異なる
場合は、管理者（管理者が変更
となる場合は、変更前の管理者）
が届け出を行ってください。

届出者 住所 新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名 〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称）
及び代表者の氏名

記

1	所有者の住所及び氏名	新宿区西新宿〇-〇-〇 〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇
2	管理者の住所及び氏名	新宿区西新宿△-△-△ △△株式会社代表取締役 △△ △△
3	建築物の概要	(1) 所在地 住居表示 新宿区西新宿〇-〇-〇 (地名地番) 新宿区西新宿〇-〇
		(2) 名称 〇〇〇〇ビル
		(3) 用途 事務所・飲 再使用する特定建築設備等のみに ついて記載してください。
		(4) 規模 階数（地上 10 階・地下 2 階）延べ面積（15,000 m ² ）
4	特定建築設備等の 種類、用途及び構造	昇降機等：小荷物専用昇降機 指定確認機関による確認等の場合、当 該指定確認機関名、当該指定確認機 関で発行された確認済証等の番号・日付 を記載してください。
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	東京都建築主事 〇〇 〇〇 昭和40年5月10日 第238号 以前に提出された、「特定建築 設備等使用休止届」の届出日、 届出期間を記載してください。
6	使用休止届届出日 (使用休止期間)	平成18年10月10日 (使用休止期間：平成18年10月10日から平成20年12月25日まで) 直近の定期調査・検 査報告について記載 してください。
7	前回報告年月日 及び番号	防火設備：平成26年6月1日 番号 101-34-0000
		建築設備：平成26年6月1日 番号 111111
		昇降機等：平成26年6月1日 番号 1111111111 昇降機1台につき、1番号が ありますので、複数台昇降機 がある場合には、別紙にて全 台数分ご記載ください。
8	再使用開始年月日	平成20年 12月 20日 第13条第9項による再使用届は、 再使用の3日前までに定期検査 報告書を添えて特定行政庁への 提出が必要です。
※ 受付欄		<p><防火設備> 再使用する防火設備がある場合のみ、防火設備の定期検査報告書第1面下の「東京都防災建築まちづくりセンター」受付印の日付及び右上の「整理番号」を記載してください。</p> <p><建築設備> 再使用する建築設備がある場合のみ、建築設備定期検査報告書第1面下の「日本建築設備・昇降機センター」受付印の日付及び受付印内の「センター受付番号」を記載してください。</p> <p><昇降機等> 昇降機等を廃止又は使用休止する場合のみ、昇降機定期検査報告書第1面下の「東京都昇降機安全協議会」受付印の日付及び右下の「登録番号」を記載してください。 なお、複数台数の昇降機等が設置されている建築物で、その一部分のみ廃止等を行う場合、廃止等を行う昇降機等のみについて記載してください。</p>

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項に規
付してください。